

司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見

平成21年10月18日

財団法人国際法学会理事長 櫻田嘉章

平成21年9月18日付けの司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集に関して、平成21年10月9日の国際法学会理事会の決定に基づき、下記のように意見を提出する。

1. 今回司法試験法施行規則第1条の改正の必要はないとする司法試験委員会の結論を支持する。

2. 国際関係法（公法系）を選択科目として継続していくという結論ははなはだ合理的であると判断する。現在のグローバル化の進展にともない、国家相互間の利益調整の必要性はますます重要となり、また、国境を越えた、私人・企業などにかかわる法律問題が多発している。こうした状況において、国際関係法（公法系）の重要性はますます高まってきている。実務的な重要性や社会におけるニーズ、法科大学院における講座開設状況、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況、新司法試験の実施状況や出題内容の独自性などのいずれの点をとっても、選択科目として残すべきであると判断する。

3. 国際関係法（私法系）を選択科目として継続していくという結論もまた、国際関係法（公法系）と同様に、極めて適切・妥当な判断であると考えられる。実務的な重要性や社会におけるニーズはあらためて強調するまでもなく、また、法科大学院における講座開設数も多く、かつ選択科目としての受験者数も例年多いからである。引き続き選択科目として残すべきものである。

4. 国際関係法（公法系）については出題範囲を再考する余地があると判断する。現在、「国際法を中心とし、国際人権法及び国際経済法について問う場合にも国際法の理解を問う問題に限る」となっているが、他の選択科目と比較して、範囲が圧倒的に広いことは否めない。このことが例年国際関係法（公法系）を選択科目として受験する者の数が少ないことの一因となっているとみなされる。そこで、国際法のなかのいくつかの分野を除外して、出題範囲とする方式を提案したい。具体的に除外する範囲としては、つぎのようなものが候補として考えられる。武力紛争法、中立法、国際機構法、宇宙法、国際環境法など。

5. 国際関係法（私法系）についても出題範囲は現行では広すぎるものと考えられ、なお限定を要する。特に国際取引法のうち、海商法と関わる運送や統一規則におうところの多い決済部分を省き、実定法としてその範囲の明瞭な国際売買法にのみ限るべきであろう。